



## 22. 譲渡所得の控除

### (1) 低未利用土地の利活用促進に向けた長期譲渡所得の 100 万円控除

#### ○制度概要

個人が低未利用土地等について、令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの間に下記の要件を満たす譲渡をした場合、当該個人の長期譲渡所得から 100 万円を控除するもの。

適用要件	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 譲渡した者が個人であること。</li><li>2. 都市計画区域内にある低未利用土地等であること及び譲渡の後の当該低未利用土地等の利用について、市の確認がされたものの譲渡であること。</li><li>3. 譲渡の年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの譲渡であること。</li><li>4. 資産の譲渡の対価の額の合計が 500 万円を超えないこと。(令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの間に譲渡された低未利用土地等が、都市計画法に規定する市街化区域内にある場合は 800 万円以下であること。)</li></ol>
------	---